理事会承認事項

令和５年度事業計画

Ⅰ　活動基本方針

2008 年（平成 20 年）12 月に施行された新公益法人制度は、民間による公益の増進ならびに活力ある社会の実現のために策定された。しかし、実際にはその制度の目的が十分に達成されないまま 14 年が経過している。

十日町法人会は、その公益法人制度改革により 2012 年（平成 24 年）4 月 1 日より「公益法人」として再発足し、現在 10 年が経過した。

その様な中、平成 27 年度よりこれまで事務一元化を図るため、地区会を廃止し新しいルールのもとでの組織運営･事業活動を展開し、現在はほぼ定着したものと捉えることができる。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、これまでの歴史や社会情勢を踏まえたうえで、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層充実したものにするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要になることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、社会全体の公益増進のために以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

Ⅱ　主な事業計画

１　税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

（１） 税制改正への提言

このコロナ感染状況が長引く中、地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生はなく、そのための地方創生戦略と絡めた税制の整備は重要かつ喫緊の課題と言える。

また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革にも本腰を入れた取り組みが求められている。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとして、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、行政、地方議会、関係官庁に向けて、わが国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

（２）税の啓発活動・租税教育事業

① 次世代を担う児童・生徒に税の仕組み等を理解してもらうため、租税教育の充実に努める。十日町税務署管内の小中学校を対象に、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。併せて、これに資するため租税教育資材等を全法連等と連携して配布する。

② 全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、全国法人会総連合も後援する中学生の「税についての作文」事業については、十日町市租税教育推進協議会並びに津南町租税教育推進協議会の会員として協力し、税知識の普及啓蒙活動に取り組む。

③ 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進と、令和 5 年 10 月より導入される消費税のインボイス制度等の周知に努める。

（３）税に関する研修・セミナー事業

税知識の一層の普及啓発に努めることとし、会員を含めた一般市民を対象に、インボイス制度導入への対応等、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会や、「総務の基本と実務」をテーマとした経理担当者実務セミナーを開催する。研修教材についても、有効なものを選定して提供する。

また、インターネットセミナー（オンデマンド）を活用した豊富な一流の講師陣による映像と音声での社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

（４）税に関する広報事業

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、改正税法や税務申告の情報に対する早期周知、インボイス制度導入への対応、税の啓発及び「ｅ－Ｔａｘ」の普及に資するためのＰＲ活動を行う。

このため、ホームページや広報誌に、必要情報を掲載することや広報誌を公共施設等に配置すること等で、多くの住民に税務情報を周知する。

また、このコロナ禍ではあるが、各種イベントが開催された場合には、税に関するクイズ、税制のチラシ等の配布を税務署並びに税務関係団体連絡協議会と連携し、市民から税に関心を持ってもらうための事業も実施する。

（５）企業の税務コンプライアンスの向上施策

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

２　地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

（１）講演会・セミナーの開催事業

このコロナ禍だからこそ、地域社会の活性化等を目的に、会員や市民を対象に政治経済情報、健康情報、福祉情報等をテーマとした講演会を開催する。

これに資するため、行政関係者、経営実務コンサルタント及び文化人など広範囲な分野の専門家の中から講師を選定する。

（２）社会貢献活動として、地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

活動の軸足を税に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動に取組む。会員より未使用のままタンス等に保管してあるタオル等を寄付していただき、福祉・介護施設等の現場で利用してもらうことや、各地域において花の苗等を配布し花いっぱい運動や清掃活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立てる。

（３） 情報誌の発行

全法連情報誌「ほうじん」、県連情報誌、当法人会の「法人会だより」を発行し、会員企業の経営者、経理担当者、会員以外の一般市民等を対象に、幅広い分野に亘って最新の情報を提供する。

３　会組織の充実、全国各地の法人会との連携強化、会員支援のための親睦・交流に関する事業及び会員のための福利厚生事業

（１）組織の強化・充実

十日町法人会においては、平成 29 年度に 665 社だった会員数がこの 5 年で 606 社となり、59 社も減少してしまった。

法人会活動の充実・存続・発展させるためには、組織基盤の強化が重要であることから、「役員一人一社獲得運動」を実施し、「会員増強活動」勧奨活動を積極的に実施する。これに資する「会員増強月特別月間」を９月～１１月の３ヶ月間とし、「役員一人一社獲得運動」で 625 社の入会を目標とし、＋14 社、加入率 59%を目指すこととする。

その為に、「会員増強入会勧奨活動用チラシ」を作成し、組織委員、理事など役員が率先して新規加入の推進を行うとともに、全法連、県連及び税理士会等との連携により効果的な対応策を展開する。

（２）福利厚生事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に努める。

福利厚生制度創設 50 周年キャンペーンに協力し、会員企業を守るための福利厚生制度の拡大と手数料収入の増加を目指した推進を行うこととする。

又、協力保険会社との共催により、7 月に「福利厚生推進連絡協議会」を開催する。

（３）会員支援のための親睦・交流等に関する事業

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、７月に「バスハイキング」及び、９月に「親睦ゴルフ大会」を実施する。

また、会員企業の経理業務に永年の功労があった者に対し、十日町法人会長名によって優良経理担当職員の表彰を行う。

（４）青年・女性部会の充実

① 青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」さらに全法連青連協が進める「財政健全化のための健康プロジェクト」について、引き続き積極的な展開を図る。

また、青年部会員を対象として実施するアンケート調査システムの普及・活用に努める。

② 女性部会のあり方（指針）に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や、会員より未使用タオルの寄付を募集し福祉施設への寄贈などの社会貢献活動を積極的に進める。

Ⅲ　管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり諸会議を開催し、組織としての体制整備を行う。

また、法人会事務局としてのコンプライアンスの意識、ガバナンス強化、職員の資質向上を目的として、全法連・局連・県連主催の事務局職員研修会・セミナーに積極的に参加し、事務局の基盤強化を図る。

Ⅳ　その他、当会の目的を達成するための必要な事業

税の調査研究及び社会への提言事業に資するため、「全国大会」「税制セミナー」への参加、及び青年部会・女性部会の充実に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等へ参加する。